

企画競争に関する公示

福岡市博多区博多駅東 2 丁目 11 番 1 号に所在する福岡合同庁舎駐車場施設の営業を希望する者の公募を下記のとおり公示する。

令和 7 年 5 月 14 日

福岡財務支局長 福島 秀生

記

1. 公募概要

- (1) 駐車場施設 (2, 211.38 m²) の営業を希望する者。
営業期間は令和 7 年 7 月 1 日から令和 12 年 6 月 30 日までの 5 年間とする。
- (2) 施設使用は有償。施設営業に必要な光熱水料は別途事業者の実費負担とする。

2. 使用許可期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和 12 年 6 月 30 日までの 5 年間とする。
ただし、必要に応じ一度に限り更新することができる。

3. 応募者の参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、使用許可を受けるために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的関与している者をいう。以下同じ）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

4. 公募説明資料の交付

日時：令和 7 年 5 月 14 日から令和 7 年 5 月 29 日まで

9 時 00 分から 12 時 00 分及び 13 時 00 分から 17 時 00 分（土曜、日曜、祝日等の閉庁日を除く平日のみとする）

場所：福岡市博多区博多駅東 2 丁目 11 番 1 号

福岡合同庁舎 本館 1 階 福岡財務支局合同庁舎管理官

Tel 092-472-1298

5. 企画提案書等及び使用許可財産の使用料に係る見積書の受付

日時：令和 7 年 5 月 14 日から令和 7 年 6 月 2 日まで

9 時 00 分から 12 時 00 分及び 13 時 00 分から 17 時 00 分（土曜、日曜、祝日等の閉庁日を除く平日のみとする）

場所：上記 4. の場所に同じ

6. 照会先

上記 4. の場所に同じ

7. 留意事項

- (1) 本件は、福岡合同庁舎駐車場の効率的な利用の促進と利便性の向上及びカーボンニュートラルの普及を図り、民間の駐車場運営のノウハウを活用して「公共的駐車場」を効率的に運営するため、対象とする駐車場を事業者に対して、国有財産法第 18 条第 6 項及び第 19 条の規定に基づき行政財産の使用許可（有償）を行うものである。
- (2) 使用許可期間途中での事業終了の申し出があった場合は、原則として使用料の返還は行わないものとする。
- (3) 使用許可にあたっては、企画提案書等及び見積書の審査を実施する。